別表一㈡　公益法人等（一般社団法人等を除く。）及び協同組合等の分……平三十・四・一以後終了事業年度等分

御注意

２１

「法人税額の計算」の各欄は、次により記載することになりますので、御注意ください。
公益法人等については、「41」から「43」までの各欄に記載します。
協同組合等については、次の①から③までの全てに該当する協同組合等にあっては「37」から「40」までの各欄に、上記以外の協同組合等にあっては「41」から「43」までの各欄に記載します。
①総収入金額のうちに物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超　②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上　③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿		
納税地	電話（　　）　－	事業種目	
（フリガナ）		期末現在の出資金の額	円
法人名			
法人番号		旧納税地及び旧法人名等	
（フリガナ）			
代表者記名押印	㊞		
代表者住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

所管	業種目	概況書	要否	別表等

※税務署処理欄

青色申告	一連番号				
整理番号					
事業年度（至）	年　月　日				
売上金額	兆　十億　百万				
申告年月日	年　月　日				
通信日付印	確認印	庁指定	局指定	指導等	区分
年　月　日					

申告区分					
法人税	期限後	修正	地方法人税	期限後	修正

平成　　年　　月　　日　事業年度分の法人税　　申告書
平成　　年　　月　　日　課税事業年度分の地方法人税　　申告書

翌年以降送付要否	要	否	適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有		税理士法第33条の2の書面提出有	有	

この申告書による法人税額の計算

			十億　百万　千　円
所得金額又は欠損金額 （別表四「49の①」）		1	
法人税額 (47)又は(50)		2	
法人税額の特別控除額 （別表六(六)「19」+別表六(七)「18」+別表六(八)「10」+別表六(九)「12」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「17」+別表六(十三)「22」+別表六(十四)「24」+別表六(十五)「25」+別表六(十六)「25」+別表六(十七)「18」+別表六(十八)「18」+別表六(十九)「49」+別表六(二十)「10」+別表六(二十一)「22」+別表六(二十二)「23」+別表六(二十三)「40」+別表六(二十四)「21」+別表六(二十五)「22」+別表六(二十六)「28」+別表六(二十七)「12」）		3	
差引法人税額 （２）－（３）		4	
リース特別控除取戻税額 （別表六(三十)「31」）		5	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額 （別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」）	6	000
	同上に対する税額 (18)+(19)+(20)	7	
法人税額計 （４）+（５）+（７）		8	00
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額（９）+(10)			
控除税額 (((8)-(9)-(10))と(15)のうち少ない金額)		11	
差引この申告により納付すべき法人税額 （８）－（９）－(10)－(11)		12	00

			十億　百万　千　円
控除税額の計算	所得税の額 （別表六(一)「6の③」）	13	
	外国税額 （別表六(二)「20」）	14	
	計 (13)+(14)	15	
	控除した金額 (11)	16	
	控除しきれなかった金額 (15)－(16)	17	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額 （別表三(二)「27」）	18	0
	同上 （別表三(二の二)「28」）	19	0
	同上 （別表三(三)「23」）	20	00
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (17)	21	
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	22	外
	計 (21)+(22)	23	外
この申告が修正申告である場合	この申告前の所得金額又は欠損金額 (53)	24	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (57)	25	外 00
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 （別表七(一)「4の計」+（別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」））		26	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 （別表七(一)「5の合計」）		27	

この申告書による地方法人税額の計算

		十億　百万　千　円
課税標準法人税額 （８）+（８の外書）	28	000
所得地方法人税額 (52)	29	
外国税額の控除額 （別表六(二)「50」）	31	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額(30)+(32)		
差引確定地方法人税額 (29)－(30)－(31)－(32)	33	00

			十億　百万　千　円
この申告による還付金額		34	外
この申告が修正申告である場合	この申告前の課税標準法人税額 (60)	35	000
	この申告により納付すべき地方法人税額 (63)	36	00

剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日	決算確定の日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等			
	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金
			郵便局名等
	口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
	※税務署処理欄		

法 0301-0102

税理士署名押印	㊞